

【報告要旨】

J・S・ミルの自然主義と自然主義的誤謬

山本圭一郎

G.E. ムアが『功利主義論』におけるミルの議論を「自然主義的誤謬」として批判したことは有名である。この批判に対してはいくつかの反応があるが、本報告では、『論理学体系』における「言葉上の命題 (verbal proposition)」と「実在的命題 (real proposition)」という区別に着目することによって、「自然主義的誤謬」がミルの『功利主義論』における議論にはあてはまらないことを示す。

『体系』および『功利主義論』における議論からすれば、ミルは「善」を「快」という自然的性質によって定義しようと試みているわけではない。他方、このようにしてムアの言う「自然主義的誤謬」が斥けられるとしても、さらなる問題が残っている。「善」を「快」という自然的性質によって定義していないとすれば、ミルは功利原理の「証明」の箇所において一体何をしているのか、という問題である。そこで最後に、この問題を『体系』におけるミルの自然主義と帰納法に関する議論から検討したい。

ジェームス・ハリントンの Agrarian Law

竹澤祐丈

翻訳が、原語の含意を最も良く写し取る訳語を充てる知的な作業であるならば、訳語の選定に関して問題が生ずるのは、次の二通りの場合が考えられる。第一は、原語をきちんと概念的に理解したにもかかわらず、適切な訳語を充て損ねた場合である。第二は、原語に関する翻訳者自身の理解が不適切・不十分であるがゆえに、適切な訳語を充てられない場合である。そしていずれの場合にも、不適切な訳語によって読み手は原語とは異なるイメージを作り上げてしまう。

本発表では、しばしば「農地法」と訳されるハリントンの Agrarian Law を取り上げて、それが一体どのような機能と効果を持つ法であるのかを明らかにしたい。ハリントンの Agrarian Law は、土地相続に関する法として提起され、相続を通して土地財産の規模を一定の範囲に収斂させる機能を持つ。つまり国家による土地の再分配という言葉でイメージされるような即効性や強制力とは無縁の法規である。そしてまた、産業としての農業に関する土地に関する法規と提起されてもいない。以上の分析を踏まえて、どのように訳すべきかを最後に提起したい。

90年代以降、現代政治理論においては二つの共和主義——ロールズの区別に従えばリベラルな「古典的共和主義」と卓越主義的な「シヴィック・ヒューマニズム」——が盛んに論じられているが、両者が共にいわゆるケンブリッジ学派の共和主義思想史研究の影響下で成立したことはよく知られている。本報告は、アン・フィリップスが指摘した共和主義理論の三つの主題——近代をめぐる歴史認識・バーリン自由論批判・審議デモクラシー論——に着目しつつ、同学派の共和主義思想史研究が現代政治理論に与えた影響を明らかにする試みである。具体的にはスキナーの思想史研究をもとに展開されたペティットの共和主義的自由論と、ポーコック的な思想史研究をもとにテイラーが展開した全体論的個人主義とを批判的に再構成する作業を通じて、ペティットが「共和主義的転回」と呼んだ現象の内実を明らかにすることを試みたい。